

医政地発0630第1号
令和7年6月30日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて

標記については、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び標準単価の設定について」（平成29年1月27日医政地発0127第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「平成29年通知」という。）をもって通知したところですが、今般、基金の有効かつ効率的な活用を図るため事業区分Ⅱの事業内容の取扱いを別添のとおり整理しましたので、通知します。

なお、平成29年通知において示された標準事業例及びそれ以降に例示している事業例以外の事業についても、それぞれの事業区分の趣旨に沿ったものである場合には、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の関係者の意見を踏まえた上で、都道府県計画に計上して差し支えないことを申し添えます。

別 添

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

1. 事業区分Ⅱについて

事業区分Ⅱについては、「居宅等における医療の提供に関する事業」を対象としていますが、以下に掲げる経費についても、当該事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

（1）標準事業例「11. かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つ事に対する普及啓発」

地域において必要なかかりつけ医機能を確保するため、協議の場の運営支援、協議結果に基づく具体的方策の実施に向けた地域の関係者との調整を行う者の確保に必要な経費